

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟
公認指導員研修会実施要領

この要領は、JDSF 公認指導員（以下単に「公認指導員」という）の「研修会」に適用する。

1. 研修会名称

公認指導員を対象とした研修会を「JDSF 公認指導員研修会」（以下単に「研修会」という）と称する。公認指導員を認定するための準備段階として開催する勉強会については「JDSF 公認指導員養成講習会」（以下単に「講習会」という）とする。

2. 「研修会」の主催、主管および開催単位

全ての「研修会」の主催は JDSF とし、主管を以下に定める。ブロックが主管である場合はブロック内にて調整し、実質的な実施個所を県単位とすることができる。

また、主管が JDSF の場合は実施手続きを開催県に委託できる。

区 分	主 催	主 管	開 催 単 位
競技力 A級	JDSF	JDSF	区分を一括して実施できる。 ※競技力A級、普及A級は主管 をブロックに委託することができる。
” B級	”	ブロック	
普及 A級	”	JDSF	
” B級	”	ブロック	
競技力 C級	JDSF	ブロック	区分を一括して実施できる。
普及 C級	”	”	

3. 実施方法

(1) 実施時間

6時間を標準とする。

(2) 実施内容

スポーツとしてのダンスという見地から、その普及と競技力向上に寄与する内容を中心とする。

(3) 実施例

別添カリキュラム参照。

4. 講師

別に定める「公認指導員研修会講師派遣要領」による。

5. 手続き関係

(1) 研修会開催予定申請

・各ブロックは様式1号を使用し、毎年10月末までに次年度の研修会開催予定を JDSF に申請しなければならない。

(2) 研修会開催申請

・様式2号を使用し、JDSF に申請を行う。

(3) 研修会開催日の設定

・JDSF は研修会の開催日を設定し事前に周知しなければならない。

(4) 研修会の報告

・様式3号・様式4号を使用し、終了後10日以内に電子データにて JDSF に報告を行う。
・運営費用については様式5号を使用し、領収証を添付の上、郵送にて報告を行う。

6. 服務関係

(1) 研修会運営費用

研修会運営に係る全ての運営費用（講師派遣費用、研修会会場費用）は JDSF が負担する。

(2) 運営費用支払い措置

研修会運営費用については、主管ブロックの代表団体または開催団体は、研修会運営費用につ

いて様式2号の開催申請に基づき、JDSFに前渡し請求ができるものとする。
なお、特別講師を招聘した場合の費用についてはJDSF本部旅費規程に基づき請求を行う。

7. 「研修会」の公認

- (1) JDSFは全ての研修会に講師を派遣することを原則とするが、やむを得ず講師を派遣できない場合は、別に定める事項の申請を行い、基準条件を満たす場合には、JDSFが公認する「研修会」とすることができる。
- (2) 当年の研修会は11月末までに実施することを原則とする。

【使用テキスト】

- ・JDSF ダンススポーツ教程 等

付則

平成15年3月26日制定

平成16年9月26日改定

平成17年6月25日改定

平成18年4月23日改定